

令和8年度DXを活用した6次化商品販売力強化事業 (デジタルマーケティング実践支援業務) 仕様書

1 業務名

令和8年度DXを活用した6次化商品販売力強化事業 (デジタルマーケティング実践支援業務)

2 業務の概要

デジタル技術を生かした6次産業化を推進するため、DXにより販売強化や経営発展に取り組む6次産業化事業者等を対象に、SNS等での情報発信方法や、デジタルマーケティングについての専門家相談、販売戦略、商品のPRにつながる実践的な取組等支援を実施する。

3 委託業務

(1) DX専門家による支援

DXに取り組む6次産業化事業者等(5事業者程度)を公募し、SNSやHP、動画等での情報発信の改善、ECサイトへの誘導など複数のDX技術を連携・活用した販売戦略、顧客分析などについてデジタル技術等の専門的な知識を有する専門家を派遣し、課題解決を支援する。

(2) DX商談支援

動画、電子カタログ、データ化された顧客情報の分析結果を踏まえて、オンライン等を活用した商談等を支援する。

(3) ECサイト活用によるブランド力向上支援

DXに取り組む6次産業化事業者等(3事業者程度)を公募し、新たな客層の確保が見込めるECサイトでの販売を通じて、PR方法の改善や顧客ターゲットの分析などの取組を進めるとともに、これらの取組を自社のECサイト運営にも生かして販売力の強化を目指す事業者を育成・支援する。

4 実施体制

(1) 場所等

- ア 主な業務実施場所は岡山県内のオフィス(以下「オフィス」という。)とすること。
- イ 受託者は、事業者等が電話や電子メール等により相談しやすい環境を整えること。

(2) 業務実施者

受託者は、DXや6次産業化等に専門的な知識、経験、ネットワークを有する6次化DXアドバイザー等に当該業務を実施させること。

(3) 業務対応時間

原則として、下記の日を除く日の8時30分から17時までの間とすること。

- ア 土曜日及び日曜日
- イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(4) 受付業務

受託者は、業務対応時間内における県内6次化事業者等からの電話や電子メールでの相談等に対応すること。

5 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）までの期間とする。

※契約締結日は令和8年4月1日以降

6 委託料

委託料は、8,976,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

7 留意事項

- (1) 本事業は国の交付金を活用し実施するため、当該交付金の予算措置がなかった場合は委託業務の内容や委託料の上限額を変更することがある。また、国の要領等に変更が生じた時には、委託契約書に添付する仕様書を変更することがある。
- (2) 委託経費として計上できる経費は、令和8年度DXを活用した6次化商品販売力強化事業（デジタルマーケティング実践支援業務）に係る経費支出基準のとおりとする。
- (3) 受託者は、委託業務を適正かつ円滑に実施するため、県と密接な連絡を行うとともに、業務を実施する上で疑義が生じた場合には、速やかに県と協議すること。
- (4) 受託者は、県からの簡易な問い合わせに対して適切に対応すること。
- (5) 受託者は、県が別に定める勤務実績簿を作成し、県に提出すること。ただし、当該様式と同様の水準の情報を確認することが可能であれば、独自の様式を用いて差し支えないこととする。
- (6) 受託者は、業務の実施に当たり、知り得た企業秘密、個人情報その他秘密に属する事項を第三者に漏らしてはならない。また、自己の利益のために使用してはならない。この契約の終了後も同様とする。

8 会計関係帳簿等の整備

受託者は、委託業務に係る会計関係帳簿等を整備し、委託業務完了後5年間保存するものとする。

9 事業成果の報告

受託者は、業務完了後、業務完了報告書に次のものを添付して岡山県農林水産総合センターに提出し、
実地検査を受けること。

- (1) 実績報告書（実施状況のわかる写真含む）
- (2) 収支決算書の写し
- (3) 勤務実績簿の写し
- (4) その他事業成果を補完する資料

令和8年度DXを活用した6次化商品販売力強化事業
 (デジタルマーケティング実践支援業務)に係る経費支出基準

支出科目	経費の概要
人件費	職員及び専門家等の雇い入れに要する経費。 ただし、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」 (平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)に基づき、算定し、その根拠資料を県に提出すること。
報償費	講師、専門家等への謝礼。
旅費	職員、講師等の旅費。 ただし、原則として実費程度を支給することとするが、旅費の規程等に基づく場合はこの限りではない。
需用費	消耗品費、燃料費、印刷費、WEB商談会等に必要なサンプル代及びPR資材費、その他事業実施に必要な消耗品費。ただし、食糧費は対象外。
役務費	通信運搬費(郵便料、電信電話料及び運搬費等)その他事業実施に必要な役務費。
委託料	デジタルマーケティングに係るWEB分析費、その他事業実施に必要な委託料。
使用料	会場借上料、パソコンレンタル料、WEB商談会等への出展小間料、備品等のレンタル料、その他事業実施に必要な使用料及び賃借料。
その他	事業を実施するために必要な経費。ただし、デ新しい地方経済・生活環境創生交付金で対象外とされるものは除く。